

こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市会議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2019年3月10日号



素晴らしい庶民の文化 ＝南区文化展を鑑賞＝

3月2～7日、南区文化展が開かれ、毎年、井上議員も鑑賞させて頂いています。写真や絵画、書道、手芸等々、南区の庶民文化の素晴らしい傑作揃い。議会でも井上議員は、一流の文化発展とともに、市がもっと庶民の文化活動の裾野の拡大に努めるべきことなどを求めています。



●この答弁自身が、転嫁に根拠のないことを証明。一般に、その施設の使用料・園料収入は、運営経費のうちの一部で、残りを税金で賄っている施設はいくつもある。これは理由にならない。動物園

市が、中央保護所という施設を廃止、代わりに、生活困窮者のための「救護施設」を、市民営で計画。従来の市立市営を投げ捨てる公的役割の放棄です。昨春、事業者を募集、昨夏に某法人が選定されました。ところが、①この法人が提案した土地は、場所的に入所者の社会

復帰に疑問があること、②法人は、すでに昨春の一年半前に当土地を買っていたこと、③昨春募集段階でも法人の土地購入を知っていたこと、③選定委員会で当法人を選んだこと、④とは単なる市の職員チームだったこと、などの疑惑が浮上してきました。継続追及の予定。

●(井上議員)消費者に
 ※ ※
 政府の消費税増税計画に追随し、市長が水道料金や各施設使用料など公共料金に消費税を転嫁上乘せ・値上げしようとしています。井上議員は、転嫁方針は撤回を、公共料金は非課税とするよう、また10%増税は中止するよう、政府に声を挙げよ、等々と、連日の市議会で追及しています。井上議員の質問・追及と、市の答弁の一部について紹介します。

●判決で「『転嫁』と抽象的に書かれているにすぎず、消費者に納税義務を課しているものではない」と確定。○国の通達でも「転嫁」と言われている。
 ●転嫁とは法律に書かれておらず、根拠はない。○税務署の資料でも、消費税は「売上げ×税率マイナス仕入れ×税率」と書かれており、個々の商品に掛かるものではない。○(市の答弁・見解)法律に「転嫁」と書かれている。

●自治体は通達に従う義務はない。国言いなりだ。自営業者が、やむをえず転嫁するのと、自治体が市民に負担をおしつけることは別。●その証拠に、転嫁を見送っている施設もある(学校歴史博物館や市バス30円区間等)。○もし転嫁しないなら市民の税金で賄うことになる、その施設を利用しない市民にまで負担が及んで不公平。

●この答弁自身が、転嫁に根拠のないことを証明。一般に、その施設の使用料・園料収入は、運営経費のうちの一部で、残りを税金で賄っている施設はいくつもある。これは理由にならない。動物園

●屁理屈の「みなし」であって、施設によって①②に凸凹がある。消費税がいい加減な仕組みとの証拠。実際、力の強い者は転嫁できるし、下請け中小企業などは自ら持ち出した。まさに矛盾税だ。

市の公共料金への消費税上乘せ転嫁値上げ案は撤回せよ 消費税の奇々怪々 市民が納めた消費税を、市は税務署に払っていない!?

に行かない市民が「自分の税金が充てられている」と怒るだろうか。●市民が市に払った施設使用料等の消費税①はどこへ行くのか。○市の施設の光熱水費や物品購入の消費税②に充てられる。●自営業者は、税務署に納め、且つ店の光熱水費は自身で払っておられる。①と②の額は一致しない。①が②より多い場合は市が取り過ぎて儲けている。逆の場合は持ち出しになっている。前記の「不公平」論は崩れる。○自治体の場合、法律で①②は一致するとみなすと書かれている。



介護嘱託職員首切り問題懇談会(3/1)

救護施設のマカ不思議